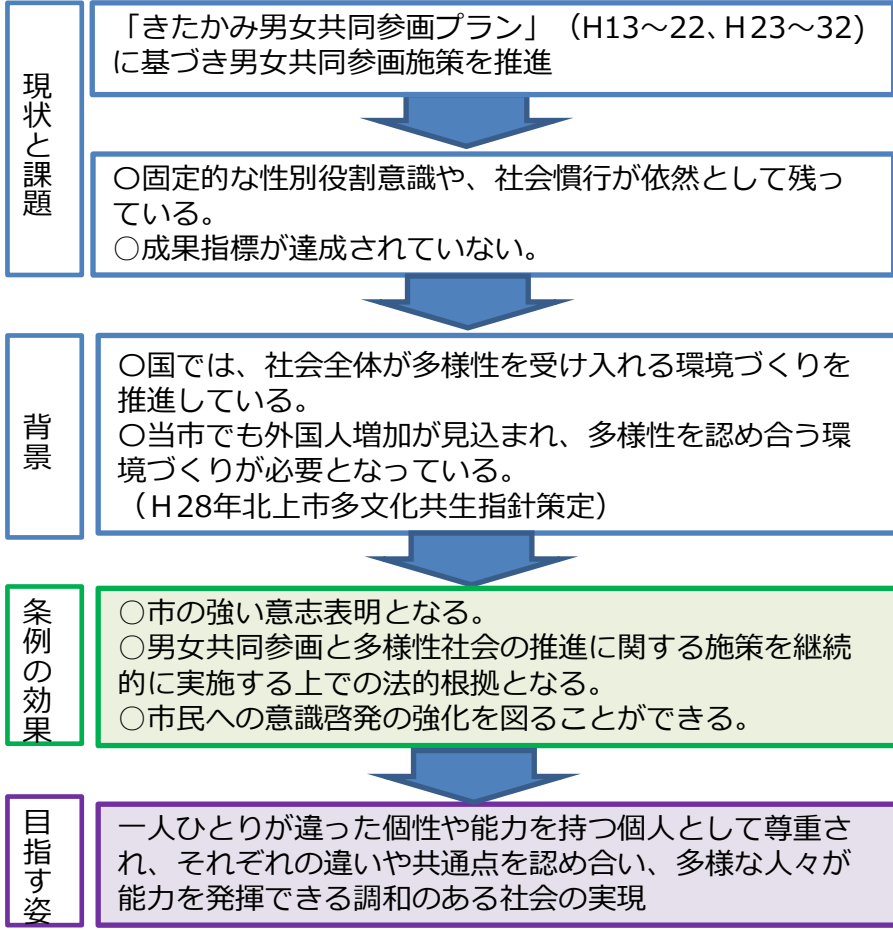




1 条例制定の目的

- 人の多様性を認め合う環境づくりの指針となる条例を制定し、社会変化に対応できるまちづくりを進め、男女共同参画社会の実現を目指す。
- 基本理念と理念に基づく基本的施策を定め、市、議会、市民、事業者、教育に携わる者の役割を明確化する。

2 経緯と条例制定による効果、目指す姿



3 条例の構成

構成	内容
前文	条例制定の趣旨や、考え方の説明
目的 (第1条)	条例制定の目的を規定
定義 (第2条)	共通の認識としておきたい用語を定義
基本理念 (第3条)	条例が目指す姿を実現するための基本的な考え方を表現 (1) 人権の尊重 (2) 固定的な役割分担意識によらない多様な生き方の選択 (3) 政策等の立案及び決定への参画 (4) ワーク・ライフ・バランス (5) 国籍の違い、性別等を理由とする差別によって困難な状況にある人の配慮 (6) 国内外の男女共同参画と多様性社会に係る取組の理解
役割 (第4～8条)	市、議会、市民、事業者、教育に携わる者、それぞれの役割を明確化
協働 (第9条)	各主体が協働で取り組むことを規定
権利侵害の禁止 (第10条)	権利侵害行為の禁止
基本的施策 (第11条)	基本理念に基づき、市が実施する基本的な施策について規定 ※次ページ (No.2) 参照
基本計画 (第12条)	前条の施策を推進するため基本計画を定める

4 施行年月日

平成31年4月1日

5 今後のスケジュール

- 2月19日 庁議付議
- 2月 条例案付議 (2月通常会議)

基本的施策（第11条）

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消、多様な生き方の選択を実現するための環境づくり
- (2) 活動方針の立案及び決定に参画する機会を確保するための取組
- (3) 多様な担い手が活躍できる地域活動の推進
- (4) ワーク・ライフ・バランス実現のため支援
- (5) 年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする日常生活の支障を取り除くための取組
- (6) 性別等を理由とする差別的な取扱い、DV等暴力の根絶
- (7) 防災、災害時における男女共同参画と多様性の視点の取り入れ
- (8) 教育の場における学習機会の提供
- (9) 啓発活動、調査研究、情報の収集と提供